

脆弱性診断サービス規約

第1章 総則

第1条（本規約の適用）

この規約（以下「本規約」といいます。）は、利用者（第2条第1号で定義します。以下同じとします。）とGMOサイバーセキュリティ byイエラエ株式会社（以下「当社」といいます。）との間に成立するサイバーセキュリティ診断を実施するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する契約（以下「本契約」といいます。）の内容となります。当社は、本規約に基づき、利用者に対し、本サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、以下の通りとします。

- （1）「利用者」とは第5条第1項に基づき本契約の締結に当たって当社が提出を受けた『発注書』（以下単に「発注書」といいます。）の「お申込者」欄に記名押印した者であって、当社が本契約の成立を承諾した者をいいます。
- （2）「通知」とは書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。以下同じとします。）により行う当社又は会員からの連絡をいいます。
- （3）「再委託先」とは当社が本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を委託する第三者をいいます。
- （4）「納入期日」とは本サービスの提供として診断結果を、当社から利用者へ納入する期日をいいます。
- （5）「秘密情報」とは当社又は利用者が本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密の範囲を特定し、秘密である旨の表示を明記した情報、又は本サービスの過程で取得した相手方の情報をいいます。
- （6）「資料等」とは本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料をいいます。
- （7）「複製等」とは資料等を複製又は改変することをいいます。

第3条（本規約の性質）

- 1. 本規約は発注書に付随するものとして、発注書の一部を構成するものとします。発注書の定めと本規約の定めが異なる場合には、発注書の定めが優先するものとします。
- 2. 発注書の他に、別途契約（秘密保持契約又は基本契約を含みますがこれに限られません。）を締結した場合に、当該契約の定めと本規約の定めが異なるときは、本規約の定めが優先するものとします。但し、両当事者間で別途書面により定めた場合はこの限りではありません。

第4条（本規約の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - （1）本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - （2）本規約の変更が、本サービスに関する契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項により本規約を変更する場合、当社は、当社のウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を告知します。
3. 当社が告知した効力発生日以降に利用者が本サービスの利用を継続していた場合は、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第2章 本契約の成立等

第5条（本契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する事業者（以下「利用希望者」といいます。）は、発注書に必要事項を記入し、記名押印の上、当社に提出することによって本契約の締結の申込みを行うものとします。当社が、当該事業者に対し、当該に係る申込みを承諾する旨の通知を発信した時に、当該発注書及び本規約の内容により、当該利用希望者たる利用者と当社との間で本契約が成立するものとします。
2. 前項の発注書の提出後、当社の3営業日以内に、当社が利用希望者に対し、当該申込みについての諾否を何ら通知しない場合は、当該期限の到来した日をもって当社が発注を承諾し本契約が成立したものとみなすものとします。
3. 利用者は、第1項に基づき発注書に記入した必要事項の内容に変更があった場合、その変更内容を遅滞なく当社に通知するものとします。

第6条（通知）

1. 当社から利用者への通知は、利用者が発注書に記入した連絡先に行うものとします。但し、両当事者間で別途書面により定めた場合はこの限りではありません。
2. 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を行う場合には、利用者に対する当該通知は、送信がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 利用者が前条第3項に定める変更内容の通知を怠ったことにより、通知の不到達その他の事由により何らかの損害又は不利益を被った場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

第7条（診断対象の指定）

1. 利用者は、当社に対し、第5条第1項の発注書の提出時まで、別途本サービスの対象とな

るデータ等(URLを含む)(以下「診断対象」といいます。)を通知するものとします。

2. 利用者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、第5条第1項の発注書の提出後に、前項で指定した診断対象を変更することはできません。

3. 前項の当社の承諾に基づき診断対象を変更する場合、当社は自己の裁量において利用料金を変更することができるものとし、利用者は合理的な理由がない限り当該変更を拒否できないものとします。なお、当該変更により診断対象の範囲が縮小したとしても発注書記載の利用料金は減額しないものとします。

第8条（実施日）

利用者は、本サービスの発注にあたり、本サービスの提供として診断の実施を希望する日を指定するものとし、当該指定を受けて当社は利用者と協議のうえ実施日を決定するものとします。なお、本サービスの提供期間は、実施日から第15条第5項に基づく検査合格の日までとします。

第9条（貸与物件）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な資材、機材(以下「本サービス用設備」といいます。)を自ら準備し使用するものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、本サービスの提供に必要な場合、利用者は当社に対し、資材、機材及び資料等は無償で貸与するものとします。この場合、当社は当該資材、機材及び資料等を善良なる管理者の注意をもって保管並びに使用するものとし、本サービスの提供以外の目的に使用できないものとします。

第10条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約成立日から第15条第5項の規定に基づく検査合格の日までとします。

2. 本契約終了後も、第6条第3項、第7条第3項、本項、第11条第3項及び第5項、第13条、第15条乃至第19条、第25条乃至第27条、第28条第2項、第29条、第30条第3項、第31条、第32条、第33条、第41条第2項、第4項及び第5項、第42条、及び第43条の各規定については有効に存続するものとします。

第11条（中断及び提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービス用設備の故障により保守又は障害に対する復旧作業を行う場合

(2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ないと当社が判断した場合

(3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、本サービス用設備の定期点検を行うため、利用者に事前に通知の上、本サービス

の提供を一時的に中断できるものとします。

3. 当社は、前二項に定めるいずれかにより第8条で定めた実施日に本サービスを提供できなかったことに関して利用者又はその他の第三者が損害を被った場合は、その損害の程度にかかわらず、当社は発注書に定める利用料金から 10%の減額を行うものとします。なお、当該損害について本項に定める他何ら責任(損害賠償責任を含むがこれに限られません。)を負わないものとします。

4. 当社は、利用者が次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、利用者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用者が第28条第1項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 利用者が本規約に違反した、又は違反するおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 利用者が利用料金の全部又は一部の支払いを遅滞したとき
- (4) その他、当社が不適切と判断する行為を利用者が行ったとき

5. 当社は、前項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して利用者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第3章 サービス

第12条 (本サービスの種類と内容)

1. 当社が提供する本サービスの種類及びその内容は、当社所定のサービス紹介資料及び発注書に記載の通りとします。

2. 利用者は以下の事項を了承し、これに同意の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 第27条第1項に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること。

(2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること。

(3) あらゆるセキュリティの脆弱性又は危険性を検知し、探知することは不可能であり、本サービスには免責事項の他固有の限界があること。

(4) その他本規約に定める事項

3. 利用者は自己の費用と責任において診断前、診断中の作業として以下を行うものとします。

(1) 重要ファイルやデータベースのバックアップ

(2) 本サービスの利用中の連絡体制整備

(3) 脆弱性診断実施についての日程、注意事項等の利用者の関係者への事前周知

(4) システムに対するセキュリティ監視(FW、IDS、IPS 等)でアラートが出る場合、当社指定の診断元 IP アドレスからのアクセスを静観すること。

4. 利用者は、本規約に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第13条（再委託）

当社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、再委託先に対し、第24条及び第25条の他当該再委託による業務遂行について本契約に基づく当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金、納入等

第14条（本サービスの利用料金、算定方法等）

1. 利用者は、本サービスの利用料金を発注書に定める支払期限までに当社に支払うものとします。振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。
2. 本サービスの利用料金、算定方法等は発注書に定める通りとします。

第15条（納入、検査、支払）

1. 当社は、発注書記載の納入期日までに発注書記載の納入物件を納入するものとします。
2. 当社は、納入期日までに納入物件を納入することができないと予想されるときは、直ちにその理由、新たな納入期日等を利用者へ通知し利用者と協議を行うものとします。
3. 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず、納入期日に納入物件が納入されないことにより利用者に損害を与えた場合において、それにより発生した費用及び利用者が被った損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 利用者からの求めに応じて、本サービスの内容又は納入物件の仕様の変更を定める場合は、これにより納期の変更又は追加の作業が発生した場合は、当社は、利用者に対し、利用料金の増額を求めることができるものとします。
5. 利用者は納入物件の納入を受けた場合、当社の5営業日以内に検査（納入物件たる脆弱性の診断結果に関する報告書の内容の確認を含む。）を実施し、その合否結果を当社に通知するものとします。納入物件の納入後当社の5営業日以内に、利用者が当社に対して不合格の通知を行わない場合、当該期間満了日をもって、納入物件が検査に合格したものとみなします。
6. 利用者は、前項の検査の結果として、納入物件に発注書及び本契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見し、その内容を当社に通知した場合には、別途書面による合意で定める期日までに修補又は代替品の請求を求めることができるものとします。
7. 利用者は第5項の検査合格日の属する月の月末締め翌月末まで（別段の定めがあるときはその日）に当社に対して、利用料金に消費税を加算し、別途当社が指定する当社の銀行口座に振り込むことによって 利用料金を支払うものとします。当該支払に必要な振込手数料は利用者の負担とします。
8. 本サービスの提供が途中で終了した場合、利用者は、本サービスの対価として、利用料金の

うちサービス終了時点における出来高相当額をすみやかに当社に支払うものとします。但し、その終了が利用者の責に帰すべき事由による場合は、別途協議のうえ定めた場合を除き、利用料金全額を当社に支払うものとします。なお、利用者は、成果物の仕掛品(電磁データを含みます。)がある場合には、当該相当額を支払うことを条件に、それを現状のまま(記録媒体に記録されたものを含みます。)引取ることができるものとします。

第16条 (遅延利息)

1. 利用者が、本サービスの利用料金その他の本契約に基づき当社に対して負担する金銭債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、利用者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。

第17条(契約不適合)

1. 当社は、納入物件に関して契約不適合があるとして、利用者より検査合格後1年以内に通知があった場合は、当社の責任と費用負担においてこれを修補するものとします。
2. 前項に従って当社が利用者に対して修補後の納入物件を納入し、これを受けて第15条第5項に準じて利用者が検査を行いこれに合格した場合は、利用者は契約不適合があることについて修補請求、損害賠償請求及び解除をすることができないものとします。

第18条(権利の帰属等)

1. 納入物件に係る所有権は、第15条第5項に定める利用者の検査合格時に当社から利用者に移転するものとします。
2. 納入物件について生じ、また、本委託業務の過程で生じたすべての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。)、知的財産権その他一切の権利(特許その他の知的財産権を受ける権利を含みます。)は、第15条第5項に定める利用者の検査合格時に利用者に帰属します。なお、当社は利用者に対し著作者人格権を行使しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権については、当社に留保されるものとします。なお、当社は利用者に対して当該著作権の利用を許諾し、又は第三者をして許諾させるものとします。

第5章 利用者の義務等

第19条 (自己責任の原則)

利用者は、本サービスのために当社に提供する資料、記録等のすべての情報が正確かつ完

全なものであることを表明し保証するものとし、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

第20条（本サービス利用のための設備設定・維持）

利用者は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要な環境（利用者設備の設定を含みます。）を維持するものとします。

第21条（禁止事項）

1. 利用者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - （1）当社又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - （2）本サービスの内容や情報を改ざん又は消去する行為
 - （3）本規約に違反して、当社の承諾を得ることなく利用者以外の第三者に本サービスを利用させる行為
 - （4）法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - （5）詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - （6）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - （7）その他当社から明示的に禁止された行為
2. 当社は、本サービスの利用に関して、利用者の行為が前項各号のいずれかに該当するものであること又は利用者の提供した情報が前項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し本契約を解除します。

第6章 当社の義務等

第22条（善管注意義務）

当社は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第23条（本サービス用設備の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、遅滞なく利用者にその旨を通知するものとします。
2. 上記の他、本サービスに不具合が発生したときは、利用者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第24条（秘密情報の取り扱い）

1. 利用者及び当社は、秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前各号の定めにかかわらず、利用者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、利用者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの遂行目的及び本サービスの改良目的でのみ保有、使用し、複製等することができるものとします。この場合、利用者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

5. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、当社業務の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（前項に基づき相手方の承諾を得て複製等した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が利用者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

7. 本条の規定は、本契約終了後、2年間有効に存続するものとします。

第25条（個人情報の取り扱い）

1. 利用者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守

するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条(秘密情報の取り扱い)第3項乃至第6項の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第26条 (損害賠償)

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、当社が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本規約に違反したことが直接の原因で利用者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は 発注書記載の利用料金を超えないものとします。但し、利用者の当社に対する損害賠償請求は、利用者による対応措置が必要な場合には利用者が第20条などに従い対応措置を実施したときに限り行うことができるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

2. 利用者が自己の責に帰すべき事由により本規約に違反したことによって当社又は第三者に損害が生じた場合には、その一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

第27条 (免責)

1. 本サービスの実施については、事前に作業手順書を作成し、人的ミスによる障害や、利用者設備に機能障害が起きないように万全の注意を払いますが、万一サーバダウン、ネットワークダウン等の機能障害、利用者設備に保存されたデータ等の滅失、毀損が発生したときは、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は何ら責任を負わないものとします。

2. 前項の機能障害の発生により利用者に発生した損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

3. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

4. 当社は、本サービスの提供に伴い、利用者又は第三者に損害が生じた場合において、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わないものとします。

5. 利用者が、本サービスの利用期間内に、通信環境を変更しようとする場合には、事前に当社に対し連絡し、当社の許可を得るものとします。当社の許可なく行われた通信環境の変更に起因するサービスの中断、停止に当社は一切の責任を負わないものとします。

6. 利用者は、本サービスに基づく診断結果に関する報告書に記載される情報は、診断対象の

すべての脆弱性を見つけ出すものではなく、診断対象の安全性を保証するものではないことを承諾するものとします。また、本サービスによる診断結果として「リスク無し」との評価が出た後において、診断対象が攻撃を受けた場合において、利用者がいかなる損害を被ったとしても一切の責任を負わないものとします。

7. 本サービスには、診断した結果、発見された脆弱性の対策に関する業務は含まれておりません。また、納入物件たる脆弱性の診断結果に関する報告書において、発見された脆弱性についての対策方法を提示いたしますが、当該脆弱性の除去の実現可能性を保証するものではありません。

第28条（解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者への事前の通知又は催告を要することなく本サービスに関する一切の契約（本契約を含むがこれに限られません。）の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 発注書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (2) 支払期限を経過しても利用料金を支払わない場合、支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用した場合
 - (8) 本規約に違反し当社がかかる違反の是正を相当の期間を定めて通知又は催告したにもかかわらずかかる期間内に是正されない場合
 - (9) 解散、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (10) 第30条に違反している場合、又は違反していると当社が判断した場合
 - (11) 本サービスを利用することが困難となる事由が生じたと当社が判断した場合
2. 利用者は、前項による本サービスに関する契約の解除があった時点において未払いの利用料金又は支払遅延に係る損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

第29条（権利義務譲渡の禁止）

利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本サービス利用上の地位、本サービス利用に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第30条(反社会的勢力に関する表明保証)

1. 利用者及び当社は、相手方に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者及び当社は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 利用者及び当社は、相手方が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続を要することなく、本契約を将来に向けて解除することができるものとします。なお、利用者及び当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、相手方に対して何ら説明し、又は開示する義務を負わないものとし、契約の解除に起因し、又は関連して相手方に損害が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確約します。

第31条 (本契約終了後の処理)

1. 利用者は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を直ちに当社に返還し、利用者設備に格納されたソフトウェア及び資料等については、利用者の責任で消去するものとします。

2. 当社は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって利用者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を直ちに利用者に返還又は廃棄し、本サービス用設備に記録された資料等については、当社の責任で消去するもの

とします。但し、法令又は当社の管理上、維持することが必要と当社が判断する記録等については、当社においてその複写を保管・管理できるものとします。

第32条（合意管轄）

利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第34条（協議等）

本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は当社及び利用者は誠意をもって協議の上解決することとします。なお、本規約のいずれかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第9章 レッドチーム演習サービスに関する特約

第35条（サービスの定義）

1. 本サービスのうち、レッドチーム演習とは、当社の従業員（役員を含むものとします。以下本章において同じとします。）のみで構成される疑似的なサイバー攻撃者が、当社及び利用者において事前に定義されたゴールの達成を目的に、実際の攻撃者と同じ条件で攻撃（Web,フィッシング、無線 AP 等の他、利用者のオフィス等への物理的侵入による攻撃も含まれます。）を実施し、利用者が内部で構築する SOC ,CSIRT 等のセキュリティ対策組織を対象とする実践的トレーニングおよび利用者の組織全体のサイバー攻撃に対する耐性の評価を行うサービスをいいます。
2. 第9章で使用する用語の定義は、以下の通りとします。
 - (1) 「本演習」とは第35条第1項に定めるレッドチーム演習をいいます。
 - (2) 「レッドチーム」とは第35条第1項に定める当社の従業員のみで構成される疑似的なサイバー攻撃者をいいます。
 - (3) 「ブルーチーム」とは第35条第1項に定める利用者が内部で構築する SOC ,CSIRT 等のセキュリティ対策組織をいいます。
 - (4) 「秘密情報」とは第24条および本演習遂行の過程でレッドチームが攻撃を行うことにより取得した利用者が保有するあらゆる情報をいいます。
3. 本演習に関しては、本章の定めが優先的に適用されるものとし、本章に定める規定を除き、本規約が適用されるものとします。

第36条 （第7条 診断対象の指定 の特則）

第7条第1項を以下に読み替えるものとします。

利用者は、本演習について第5条第1項の発注書の提出までに、本レッドチームが本演習を実施するために侵入するデータベースやファイルサーバ等の範囲、及び本レッドチームが本演習を実施するために立ち入る利用者オフィスの住所やフロア等の物理的範囲（以下「オフィス等」といいます。）を、当社と協議の上で、指定するものとします。

第37条 （第8条 実施日 の特則）

第8条を以下に読み替えるものとします。

利用者は、本演習の発注にあたり、本演習の実施を希望する期間を指定するものとし、当該指定を受けて当社は利用者と協議のうえ実施期間を決定するものとします。当該実施期間におけるレッドチームによる攻撃時期は、レッドチームの裁量により決定するものとします。なお、本サービスの提供期間は、前条で定める実施期間に限られます。

第38条 （第13条 本サービスの種類と内容 の特則）

第12条第3項を以下に読み替えるものとします。

利用者は本演習前、本演習中の作業として、自己の費用と責任において、以下を行うものとします。

- (1) 本サービスの利用中の連絡体制整備
- (2) 脆弱性診断実施についての日程、注意事項等の利用者の関係者への事前周知

第39条 （第12条 本サービスの種類と内容 の特則）

第12条第5項として以下を追加するものとします。

利用者は、利用者の判断で、本演習前、本演習中の作業として、利用者の費用と責任において、重要ファイルやデータベースのバックアップを行うものとします。

第40条 （第13条 再委託 並びに第24条 秘密情報等の取扱い の特則）

1. 第13条を以下に読み替えるものとします。

当社は、利用者に対する本演習の実施に関し、レッドチームが行う業務について当社の従業員のみで行い、第三者への再委託は行いません。

2. 第24条5項を削除するものとします。

第41条 （当社の従業員による利用者のオフィス等への立ち入り）

1. 利用者は、当社による本演習遂行のために、当社の従業員が、利用者の従業員又は採用希望者になりすまして、利用者のオフィス等に立ち入り、脆弱性の診断のために必要となる行為を行うことについて、あらかじめ同意するものし、当社の従業員が、利用者のオフィス等において、

利用者の役員、従業員、利用者のオフィス等の警備員、その他利用者のオフィス等における他の者との間でトラブルとならないよう、当社と協議の上で必要な措置を講ずるものとします。

2. 利用者は、当社の従業員による前項に定める行為に関して、当社又は当社の従業員に対して、民事上の責任、刑事上の責任を含めて、何らの責任も追及しないものとします。

3. 第36条に基づきオフィス等の指定をした利用者は、本演習に先立ち、利用者が事前に確認して許諾した「業務委託証明書」を、オフィス等に立ち入る当社の従業員全員に交付するものとします。

4. 利用者は、当社の従業員が第1項に定める行為を行うに際して、利用者が第1項に定める必要な措置を講じなかったこと、利用者が第36条のオフィス等の指定及び前項の「業務委託証明書」交付をしないこと、その他の事由により当社又は当社の従業員に対して損害を生じさせた場合には、当該損害を賠償する責任を負うものとします。但し、当社の責に帰する事由による場合はこの限りではないものとします。

5. 当社は、利用者が第1項に定める必要な措置を講じなかったこと、その他利用者の責に帰する事由により、当社が本演習を遂行することができなかった場合であっても、利用料金を減額しないものとし、第15条の定めにかかわらず、当社に対して利用料金の全額を支払う義務を負うものとします。この場合、本演習を遂行することができないことが確定したときから 30 日以内に、利用料金に消費税を加算し、別途当社が指定する当社の銀行口座に振り込むことによって利用料金を支払うものとします。但し、本演習を遂行することができなかったことが当社の責に帰する事由による場合はこの限りではないものとします。

第42条（本演習に伴う設置物・取得物の返還）

1. レッドチームが本演習の遂行により利用者のオフィス等に設置した物品は、本演習の実施期間終了後に利用者の立ち合いのもと、当社が取り外し及び原状回復を行うものとします。

2. レッドチームが本演習の遂行により取得した物品は、取得当日に当社が定める責任者に報告のうえ、当社が善良なる管理者の責任のもと保管を行い、実施期間終了後に当該報告事項とともに利用者に返却するものとします。

3. 前二項にかかわらず、利用者の要請があった場合には、本演習実施期間中であっても当社は前二項に定める方法に従い当該物品の取り外し及び原状回復又は利用者への返還を行うものとします。

4. 前三項にかかわらず、利用者が自己の判断で当社による第1項に定める物品の取り外し、現状回復、及び第2項に定める実施期間終了後の物品の返却を不要としたことにより生じた損害については、当社は何らの責任も負わないものとします。

第43条（第27条 免責 の特則）

第27条第1項を以下に読み替えるものとします。

本演習の実施については、人的ミスによる障害や、利用者設備に機能障害が起きないよう万全

の注意を払いますが、万一サーバダウン、ネットワークダウン等の機能障害、利用者設備に保存されたデータ等の滅失、毀損が発生したときは、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は何ら責任を負わないものとします。

以 上